

Title	コーンウォール鉱山業と鉱区料問題：1880年代前半～1890年代初めを中心として
Sub Title	Royalty Problem and Mine Management in Cornwall from the Early 1880s to the Beginning of 1890s.
Author	工藤, 教和(Kudo, Norikazu)
Publisher	
Publication year	1986
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.29, No.3 (1986. 8) ,p.53- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19860825-04053967

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
29 卷 3 号
1986 年 8 月

コーンウォール鉱山業と鉱区料問題

—1880年代前半～1890年代初めを中心として—

工 藤 教 和

1. はじめに

1880年代から1890年代初頭にかけての英国西南部（デヴォン，コーンウォール）非鉄金属鉱山業の経営を論じる際，1880年代半ばよりこの地方の社会はもとよりロンドンの議会までも賑わした鉱区料問題（以下において鉱山地主と鉱山業者との利害関係の対立から生じた問題を便宜的にこのように総称する）を除いて考えることはできない。この問題は1883年，当時名実共にこの地方の第一級鉱山であったドルコース鉱山（Dolcoath Mine）の鉱区権更新の交渉過程で，地主側が更新料（fine）を要求したことによって直接には顕在化した。鉱区権の更新に際し，そのようなことが既成事実化することを恐れた鉱山業者，及び鉱山投資家達は，一斉に鉱山地主の横暴を訴えるキャンペーンを展開した。業界誌マイニング・ジャーナル（The Mining Journal 以下において M. J. と略記する）の誌面にも，ドルコース問題を直接扱った記事や投書のみならず鉱山地主と鉱山業者との関係一般にまで普遍化した記事，投書等が相次いで掲載された。

ドルコース問題は，その年の前半に決着をみたが，そこで提起された鉱山業者と鉱山地主との関係をめぐる問題はより一般化した形で後に引き継がれた。それは，両者の鉱区権賃貸借契約を律する法案づくりへと発展した。1885年から1886年4月にかけて，コーンウォールの鉱山業者・関係者達の代表は14回にわたって会合を重ねた。¹⁾ 中には1886年1月のように，地主側からも幾人か出席し，²⁾ 鉱山業者達と激論を交した会合も存在した。しかし，4月には「鉱業権賃貸借契約法案（コーンウォール，デヴォン）」として法案に纏められ，翌月この地方選出の議員セント・オービン（Sir

1) R. R. Pennington, *Stannary Law, a History of the Mining Law of Cornwall and Devon*, Newton Abbot (1973) p. 123.

2) この日地主側からは，Robertes 卿，W. C. Pendarves, J. L. Bolden (Basset 家代理) など5人が出席した。M. J. 1886年1月16日 p. 67.

John St. Aubyn) などの手によって議会で提案された³⁾。この案の最大の特徴は、借区者の鉱区契約更新権を法認し、地主が正当な理由なくしてこれを拒む場合には、調停機関が示す斡旋案による更新を強制するかさなければ調停機関が定める補償金を地主が支払うことを定めていた点にあった⁴⁾。この法案は、最終的には地主側の更新拒否権を補償金支払いを条件としたとはいえ認めていたこと、更新料を否定しながらも当事者間の合意があればそれは法の適用外としたことなど鉱山業者にとっては不満足な点も残されていた⁵⁾。当初、この法案は、やはりこの地方選出の議員、コニィビア (C. A. B. Conybeare) によって1月に独自に提案されていた法案と同時に審議された。コニィビアの案は、借区者の絶対的更新権の確立、鉱区料はそれまで一般的であった販売高ではなく利益額に応じて支払われるべきであることなどを盛り込んでいた点において、より急進的なものであった。このため、鉱夫などセント・オービン案にあきたらない人々からの支持を集めていた。しかし、あまりにも急進的過ぎたのか結局取り下げられた⁶⁾。鉱山業者達の基本的姿勢は、コーンウォールの地方紙「ウエスト・ブリトン (The West Briton)」の編集長ハード (E. Heard) の次の言葉、
「パンは全くないよりは、半分でもあった方がましだ」⁷⁾によく示されていた。しかし、このセント・オービンの案もその年のアイルランド問題をめぐる議会解散・選挙の過程で立ち消えになってしまった⁸⁾。1888年にも同一の案が提案者を変えて上程されたが審議未了となった⁸⁾。だが、この案は1886年以降議会で鉱区料問題の重要性を認識させたことは確かであった。すなわち、英国の鉱区料のありかたが鉱山業の振興を阻害し、失業を増大させているのではないかとの疑問の発生であった⁹⁾。1887年7月には、「鉱山地代、鉱区料、ならびに鉱山関係諸法規に関する在外公館よりの報告書」¹⁰⁾が纏められ、主要国の鉱山諸法規が明らかにされた。そして、1889年8月には、「鉱区料問題

3) Pennington, op. cit., p. 124.

4) *Second Report of the Royal Commission appointed to inquire into the subject of Mining Royalties; with minutes of Evidence and Appendices*, British Parliamentary Papers, 1890-1 [c. 6331] Vol. XLI, Appendix I, pp. 381-2. 当勅命委員会の目的は、「石炭、鉄鉱石及び原鉱、シェール、ならびに1872年の金属鉱山条例によって規定された連合王国内で操業している鉱山の金属に対して支払われた鉱区料、固定地代、水利料の額、それらが支払われる諸条件、そのことが我国の鉱山業に及ぼす経済的作用、さらにはインド、諸植民地、及び諸外国でそれぞれの認可制度等に基づいて鉱山が操業される場合の諸条件ならびにその経済的作用について調査し、さらには検討課題として取り上げられた幾つかの事柄についての意見を報告する」ことにあった。以下において当委員会の5次にわたる報告書、*First Report* 1890 [c. 6195] Vol. XXXVI, 上記 *Second Report*, *Third Report* 1890-1 [c. 6529] Vol. XLI, *Fourth Report* 1893-4 [c. 6979] Vol. XLI, *Final Report* 1893-4 [c. 6980] Vol. XLI をそれぞれ *First Report*, *Second Report*, *Third Report*, *Fourth Report*, *Final Report* と略記する。

5) Pennington, op. cit., pp. 125-6.

6) *ibid.*, pp. 124-5. Conybeare は、St. Aubyn 案よりもっと全国的な一般法が必要であるとして議会で反対した。“Trade Report”, M. J. 1887年1月1日 pp. 25-6.

7) *Third Report*, Q. 16792.

8) Pennington, op. cit., pp. 124, 126.

9) 例えば、委員会委員 Prof. Munro や W. Abraham の証人に対する質問はこの疑問を背景にしたものであろう。*Second Report*, QQ. 3964-6, 4373.

10) *Reports by Her Majesty's Representatives Abroad on Mining Rents and Royalties and the Laws Relating Thereto*, B. P. P., Commercial No. 7, 1887 [c. 4998] Vol. LXXXI.

11) 調査委員会」が設置された。この委員会は1893年3月の最終報告書作成までに、48回の委員会を開催し、5次にわたっての報告書を提出した。委員の中にドルコースのキャプテン長、トマス (J. Thomas) が含まれていたこと、多くのデヴォンやコーンウォールの鉱山関係者が証言したこと、最終報告書でもこの地方について項を改めて報告されていたことなどから、全国的な鉱区料問題のいかに重要な部分がこの地方の問題に端を発していたか想像できよう。

本稿の主な目的は、このように全国的問題にまで発展した鉱区料問題が、当時の鉱山業経営を制約するものであったのかどうか、制約したとすればいかなる意味においてかを鉱山地主と鉱山出資者との具体的交渉事例などを吟味することによって明らかにすることである。このために、まず鉱区料問題発生 of 法制度的背景と鉱区賃貸借契約の内容を一瞥することから出発する。ついで問題発生 of 直接的契機となったドルコース問題の経過とその後の鉱区料問題のいくつかの事例を紹介、検討し上記の疑問への1つの答を導き出したいと考えている。

2. 鉱区料問題発生 of 法制的背景

多くの欧州大陸諸国では、地下の鉱石の所有権と地表の所有権とは分離しており、前者は国王もしくは国家に帰属するのが一般的であった。例えば、1865年6月に改訂されたプロイセンの鉱業法の骨子は以下のようなものであった。¹²⁾

- イ. 大多数の鉱石に対する王有権の確認。
- ロ. すべての国民の自由探鉱権の承認＝地表所有者の探鉱拒絶権の否定。
- ハ. すべての国民の国王への採掘権申請の権利。
- ニ. 採掘を認可された者の鉱石に対する絶対的権利、鉱業上必要な施設の建設権。
- ホ. 認可鉱業権者の操業義務及び採鉱高の2%を鉱業税として支払う義務。

以上を総合してみると、国家の種々の鉱業規制に従う限り、国民誰でもが地表権者の干渉を受けることなしに鉱業を営むことができることを意味していた。英議会の「鉱区料問題調査委員会」が大陸鉱業法の代表例として最も吟味したフランスの1810年鉱業法でも、地表所有者の探鉱権の優先、彼に対する鉱区料の支払い（ただし、その料率は、国家が定める）を規定するなど、幾つかの側面で地表権者への配慮がみられたが、地表権と鉱石所有権との分離の原則が貫かれていた。¹³⁾ スウェーデン、ノルウェーのように地表権者の鉱業への2分の1の参画権を認めた鉱業法もあったが、全体と

11) 注 4) 参照。

12) A. Rogers, *The Law Relating to Mines, Minerals, and Quarries in Great Britain and Ireland*, 2nd ed. (1876) pp. 55-9, *Final Report*, pp. 105-6.

13) *Final Report* pp. 58-9.

して大陸では、地表権と鉱業権・鉱石所有権とは別のものであった。¹⁴⁾ すなわち、「自由鉱業 (free mining)」の原則が確立していた。¹⁵⁾

この「自由鉱業」の思想は、大陸のみならず英国でもその所有権が明確となっていない土地が多く残存していた間は存在した。¹⁶⁾ しかし、殆どの地表に所有権が確立するに従ってコモン・ローは、地表の所有権者の地下鉱石についての所有権を認める原則を樹立した。17世紀初頭、民訴裁判所主席判事などを歴任した後、枢密顧問官になったコーク (Sir Edward Coke) が、地表の所有権は上方にも下方にも無限に及ぶことを明言していることはその典型例である。¹⁷⁾

かくして自由土地保有者は、地下の鉱物に対する「一応の (prima-facie)」所有権があるとされた。贖本保有の土地や、共同地、荒蕪地についてはマナー領主にその権利があると考えられた。勿論、「一応の」所有権であったから、明白な反証をもって他の者が請求した場合には、その者が優先した。また、金、銀の鉱石については、王有権が設定されていた。これが、マインズ・ロイヤル等特権鉱山会社の活動の基礎となったことは、周知の通りである。しかし、国王といえどもこれら以外の鉱石についてその所有権を主張できたのは、通例は表面の土地所有者としての立場においてであった。¹⁸⁾ しかし、コモン・ローの定めるこの原則も、多くの古くからの鉱業地帯ではその土地の慣習、慣習法体系の支配に委ねられた。紀元前からの錫産地であったとされるデヴォン、コーンウォールの地は、その一つであった。砂錫採取が隆盛をみせた12、13世紀以降この地方では、錫鉱山、鉱夫について、スタナリー法廷 (The Stannary Courts) の判例に基づく慣習法体系が明確に成立し支配するようになった。このスタナリー慣習法は、ノルマン人の征服以前の慣習法を含むものであったので、「自由鉱業」の思想がここでは生き残っていた。すなわち、採錫鉱夫 (Tinnern) は、かなり自由に「採錫場設定 (Tin Bounding)」をすることができた。荒蕪地は勿論、明確に土地所有者のいる土地についても、土地所有者から一定期間中に異議が申し立てられない場合は、合法的に採錫権が設定された。採錫権獲得者は後には土地所有者に土地使用料 (Toll Tin)、国王に貨幣鑄造税 (Coinage Duty) を支払う義務が発生したが、錫に対する全面的な所有権を主張できた。¹⁹⁾ この慣行は長く続いたが、時代を下るに従って権利を行使できる土地は限られてきた。この間の事情をよく示す王座裁判所の判例を以下に掲げてみよう。²⁰⁾

よき慣習の要件をすべて満すことは道理にかなったことである。それは、実際には以下のよう

14) A. Strauss, "Foreign Mining Laws", *Transactions of the Mining Association and Institute of Cornwall*, Vol. 2 (1888) p. 39.

15) *ibid.*, p. 31.

16) Pennington, *op. cit.*, p. 71.

17) Rogers, *op. cit.*, pp. 247-8.

18) *ibid.*, pp. 248-9, R. Burt, *The British Lead Mining Industry*, Redruth (1984) p. 26.

19) Pennington, *op. cit.*, Chapter 2, Rogers, *op. cit.*, Chapter XVIII, Section 1.

20) Rogers, *op. cit.*, pp. 483-4.

なことを意味する。鉱山とは土地の一部である。従ってその所有権は土地の所有者に帰属する。しかし、それを発見し、鉱石を地表に運び上げるためには、通常は資本、特殊技能、企業心、及び協働を必要とするであろう。それは地中に眠っている限り、公衆はもとより土地所有者にとっても無用のものである。その鉱石を地表に運び上げ、市場にもたらすことこそ公共の利益となる。それ故、もし土地所有者が自身でこれをなすことができないか或はその意志のない時には、彼はこれをなす道を公衆に対し閉ざしてはならない。このような場合、その土地が囲い込まれ鉱業とは両立し得ないような他の重要な用途（例えば、農業、家屋の敷地）に使われていない限りにおいて、錫鉱業に従事している採錫鉱夫は誰でも、土地所有者に生産高の一部分を支払えばその土地の鉱石を採掘する権利を獲得できる。

この判例は、19世紀になってからの採錫場設定に関するものである。従って、「自由鉱業」の原則を基調に据えながらも、採錫場設定のできる土地の限定、土地所有者への一定の支払い等を盛り込んでいる点において、自由度のかなりの後退をこの中に読み取ることができる。

上記の後退は、この地方の鉱山業が砂錫採集 (Tin Streaming 採錫場設定はもともとこれを前提としていた) から本格的鉱山業へと変化するにつれて、既に明確となっていた。すなわち、それは土地所有者と鉱夫との間の鉱区賃貸借契約の発展という形をとって16世紀頃には現われてきた。ペニンントン (R. Pennington) はこの変化の要因を次の2つに求めている。その1つは、囲い込み地あるいは屋敷地の増加によって自由に採錫場設定をできる土地が減少したことである。囲い込み地は、囲い込まれる以前から採錫場設定がされていないかぎり、さきの引用にもある通り新たな設定の対象とはなり得なかった。このような土地では、コモン・ローの精神に従って、土地所有者 (= 鉱石所有者) と鉱夫とが鉱区賃貸借契約をし、鉱区料を地主に支払って、採掘する以外に道はなかった。第2は、土地所有者自らが採錫場を設定した土地の増加である。彼等は屢々他人が自分の土地に採錫場を設定することを防ぐ目的でそのような行動にでた。この場合、彼等は直接に鉱業に従事する代わりに、彼等の権利を一括して鉱夫に貸与し、採錫場設定者が地主に通常支払う土地使用料以上の鉱区料を要求する契約を結んだ。いずれの場合をみても、慣習法が当初基礎とした「自由鉱業」²¹⁾から、土地所有者と鉱夫 (= 鉱区権賃借者) との契約関係への移行を意味するものであった。

この結果、19世紀のこの地方の鉱山では、直後に述べるような契約条件のもとで操業されるのが一般的となっていた。大陸諸国とも、またこの地方の古い時代の慣行とも明らかに異なる法制的前提の上に鉱山業が営まれていたことを銘記しておく必要がある。本稿が対象とする時期に「自由鉱業」原則の確立 (再確立) が再三鉱山業者達によって主張された原因の一つもここに求められるからである。

21) Pennington, op. cit., pp. 102-3.

3. 鉱区権賃貸借契約の具体的内容

上述のような法制的背景のもとでは、まず鉱山業を営もうとする人間が借区者となって鉱山地主と契約を結んだ。ついで借区者を中心に会社が組織され実際の操業にあたった。ここでは、この賃貸借契約の内容について概観してみたい。

当時の鉱区賃貸借契約の概要を知る作業にとって、先に挙げた英国議会の「鉱区料問題調査委員会」の第1次報告書(1890年7月)は、最も有用な資料である。同委員会は発足直後、鉱区料問題の実情を調査する一環として、デヴォン、コーンウォール及びマン島の鉱山に対して鉱区賃貸借契約についての質問表を送付し、回答を求めた。デヴォン、コーンウォールでは、63の鉱山がこれに応じ具体的な回答をよせた。質問は大きく分けると次の項目から成り立っていた。²²⁾

- イ. 現鉱区賃貸借契約の概要。(借区期間、鉱区料、地代、操業条件等)
- ロ. 契約更新の条件。(前契約と現契約との異同、交渉の経緯等)
- ハ. 当該鉱山の歴史と実績。(創業以来の総利益額、配当額、鉱区料支払い額等)
- ニ. 過去の地主側の鉱山への貢献。(鉱区料の支払い猶予、資金提供の有無等)
- ホ. 複数地主の有無、地主が複数の場合の諸問題。
- ヘ. 他の地主の地下に掘削を進める場合の諸条件。
- ト. 借区地転貸の可否。
- チ. 鉱山業者(借区者)側からの契約解除の可否及びその条件。
- リ. 借区者が建築した建造物の契約満了時における所有権の帰属先。

とくに、第1項目は賃貸借契約の現状について多くの情報を提供してくれているので、これを中心にしなから整理してみたい。

鉱区賃貸借契約において、鉱山業者と鉱山地主との利害関係に直接的に影響をもった内容を次の3つに分けて考えることができる。その第1は借区契約期間の長さとその更新条件である。第2は鉱山業者から地主側への鉱区料をはじめとする種々の支払い、経済的負担である。最後に、地主側から示された鉱山操業への諸条件である。以下において、順次述べて行くことにする。

a 借区期間

借区期間は圧倒的多くの鉱山では21年であった。63鉱山の92%にあたる58の鉱山でこの期間の契約が結ばれていた。主要鉱山で21年より長い契約期間をもっていたのは、ティンクロフト(Tincroft

22) *First Report Appendix B-III*, pp. 237-8. 特別にことわらない限り、この項で使う数値はすべて、*First Report*, Appendix B-IV, pp. 239-303 より筆者が計算したものである。

Mine) の25年1つを数えるだけであった。21年間という期間はこの時期になると法的な制約に基づくものではなく、純然たる慣行となっていたようである。²³⁾ 事実、この地方の鉱山地帯に多くの所領をもつコーンウォール公爵 (プリンス・オブ・ウェールズ) はこの地方以外の鉱山では、21年を超える期間で契約を結んでいたといわれている。²⁴⁾

借区期間が21年となると優良鉱山では、この期間を超える操業が当然必要となる。契約自体に更新の手続き、要件を定めることは一般的ではなかった。このため鉱山業者側に特別の契約違反が前契約期間にない場合、ほぼ自動的な契約更新が慣行であったのかどうか問題となり得た。²⁵⁾ ドルコース問題の争点の1つもここにあった。

b 鉱山業者の経済的負担

地主との関係において鉱山業者が負った経済的負担には、固定地代、水利料、土地損害賠償、鉱区料等があった。

固定地代あるいはこの地方では最低地代 (minimum rent) として知られていたものは、鉱産物の生産の有無に拘わらず地主に支払う鉱山地代である。この地方ではこの額が概して小さいのが特徴であった。63のうち57の鉱山では年間50ポンド以下であった。しかもその多くは一旦鉱産物の生産を見るようになると鉱区料に吸収されてしまう性格のものであった。²⁶⁾ 坑道から汲み上げた水を使用するため、水利料の支払いも少額であった。したがって、固定地代、水利料ともに鉱山業者にそれ程大きな負担ではなかったと考えられる。

鉱山の操業は周囲の環境を破壊することが多かった。このため、契約にはそのような被害を受けた土地に対する損害賠償金支払いの条項が挿入されるのが普通であった。耕作地について契約満了時に1エーカー当たり100ポンドの支払いを規定したもの²⁶⁾、それ以上のもの4を記録している。この額は、屢々その土地の商業的価値を超えるものであった。例えば、コーンウォールの幾つかの鉱山のパーサーを務めたパイク (W. Pike) は、この委員会で商業的には50ポンドないしは25ポンドの価値しかない土地について100ポンドも支払うこともあると証言している。²⁷⁾ しかもその土地の所有権はなおも地主側に留っていた。

土地の損害賠償とは性格を異にするが、借区期間中に鉱山業者の建築した建造物が無償で地主側に引き渡されることを定めた条項も普通に見られた。蒸気機関を収容したエンジン・ハウスなどは、建築に数百ポンドを要するものであったが、もし契約が更新されなかった時には、地主は無償

23) *Second Report*, Q. 3814 (W. Pike), Q. 4050 (R. H. Williams).

24) *ibid.*, Q. 4107 (Williams).

25) *ibid.*, Q. 4438 (J. Thomas).

26) *ibid.*, Q. 3643 (Pike).

27) *ibid.*, QQ. 3659-60.

でそれを入手することができた。²⁸⁾

鉱山業者の負担の中心は鉱区料であった。生産高、販売高などと計算の基礎に若干の違いはあったが、通例生産高に結びついた基礎となる数値に一定の料率を掛けて算出されていた。鉱山の鉱脈が豊かな時代には6分の1などの鉱区料も存在したが、この時期になるとさすがにそのような率は見られなくなっていた。しかし、30分の1以下の鉱区料を定めた契約は全体の1割にも満たない6しかなかった。多くでは、15分の1とか、24分の1とかの鉱区料率となっていた。後に見るように、鉱山の損益に関係なく生産量に結びついた鉱区料の在り方は、鉱山経営を圧迫するものとして非難の対象とな²⁹⁾った。

c 操業条件の規制

鉱区賃貸借契約には、鉱山の操業についてさまざまな規制が盛り込まれていた(実際には、鉱山業者の誓約という形をとった)。その中で最も目立ったのは、会社形態についてのものであった。63の鉱山のうち30の鉱山で地主は会社形態としてコスト・ブック会社であることを明確に要求していた。有限責任制株式会社だけを指定したのは僅に1社にしか過ぎなかった。コスト・ブック会社の総持分数を定めている場合もあった。この地方でコスト・ブック制度が長く存続した背景には、我々が別稿で述べた環境適応力の他にこのような制度的要因も³⁰⁾あった。

実際の鉱山作業についての指定もあった。通常は「善良な鉱山業者としての操業」とか「継続的操業(最低雇用者数の指定も含む)」の文言で表現されていた。地主の操業への希望も「地主との相談において」などのように漠然とした言葉で規定されていた。しかし、少なからぬ鉱山の賃貸借契約にはもっと具体的な操業指定がなされていた。

例えば、ノース・トレスカービー鉱山(North Treskerby Mine)では、12箇月以内に契約当時80フェザムの所までであった排水立坑を130フェザムまで継続的に6人もしくは削岩機を使用して掘り下げることが規定されていた。このような規定は、鉱山経営にとって制約となる可能性を有³¹⁾していた。この委員会で証言に立ったデヴォン・グレート・コンソルズ鉱山(Devonshire Great Consolidated Mine)の社長(この鉱山は有限責任制株式会社であった)ワトソン(P. Watson)は、「賃貸借契約に本来あってはならないような鉱山の開発方向に関する条項が多く存在する」と述べ³²⁾た。

先に挙げた調査項目ホからチまでに関係する具体的条項も含み契約が成立していた。このような

28) *ibid.*, QQ. 3590, 3663-6 (Pike).

29) *eg. ibid.*, QQ. 3864-5 (Williams).

30) R. Burt and N. Kudo, "The Adaptability of the Cornish Cost Book System", *Business History*, Vol. 25, No. 1 (1983).

31) *First Report*, Appendix B-IV, p. 282.

32) *Second Report*, Q. 5005 (P. Watson).

契約に代表される鉱山地主との利害関係が鉱山経営の中にかに具体的に反映していたかを探るのが次の課題となる。その第1歩として、鉱区料問題の直接的契機となったドルコース問題の経過を簡単に眺めてみたい。

4. ドルコース問題の経過

1866年に更新されたドルコース鉱山の借区契約は総生産量の15分の1の鉱区料を定めていた。1870年代の錫価格の下落時に実際は20分の1しか支払わない時期も存在したが鉱脈に恵まれた同鉱山は他の鉱山に比し相対的に高い鉱区料を地主バセット家（問題発生当時の当主は G. L. Basset）に納めてきていた³³⁾。鉱脈には恵まれていたが、同鉱山の採掘地点は疎水坑道下 375 フェザム（約686 m）以下にまで達していた³⁴⁾。従って、操業経費は他の鉱山に比べ高くなる可能性があった。借区契約は1887年まで有効であったが、1880年頃から鉱区料の削減を盛り込んだ契約更新の交渉が非公式に始められていた。しかし、その後の錫の高価格は鉱区料負担の圧力を減じたらしく、交渉は一時立ち消えとなった³⁵⁾。業績の著しく良い同鉱山の出資者達は、その状態を長続きさせるためにも、鉱区料を15分の1から18分の1に軽減した内容での契約更新を求める要望を1882年に再度バセット家に提出した。地主バセットと同鉱山の関係はそれまで良好なものであった。ドルコースを銅鉱山から錫鉱山へと成功裏に転進させた際のバセット家の助力は、当時良く知られるところであった³⁶⁾。しかし、今回は様子が異なっていた。高利益を続ける同鉱山の契約更新には更新料が不可避ではないかとの噂が囁かれるようになった³⁷⁾。1883年1月にバセット家の代理人ボールデン (J. L. Bolden) から同鉱山に寄せられた回答は出資者達を啞然とさせるものであった。回答内容を要約すると以下のようであった³⁸⁾。

バセット家は、既に以前から15分の1の鉱区料に加え何がしかの金額の支払いを条件とすれば、契約の更新に応ずる用意のあることを表明してきた。現行契約期間中ドルコース鉱山は、28万5千ポンドを出資者達に配当してきた。昨年だけでもその額は3万7千ポンドにものぼった。

33) 公式の鉱区料は15分の1であったが、G. L. Basset の先代が存命中は18分の1に軽減されていた。また、1870年代の不況期には20分の1であった。Second Report QQ. 4590-1 (Thomas), 及び M. J. 出資者総会報告に基づく筆者の計算による。

34) M. J. 1883年12月15日, p. 1432.

35) T. R. Harris, *Dolcoath, Queen of Cornish Mines*, Trevithick Society, Camborne (1974) p. 61. しかし、Basset 家の代理人 Marriott によれば、既に1881年に更新料の問題が提起されていたと言う。M. J. 1883年2月24日, p. 239.

36) 同鉱山の転換期にあたって Basset 家の当主で6分の1の出資者でもあった Lady Basset は、出資者の追徴分が回収されるまで鉱区料を免除し、これを助けた。その額は3994ポンドにのぼったと言う。Harris, op. cit., pp. 50-1, *Second Report*, Q. 8244 (E. C. Marriott).

37) "Report from Cornwall", M. J. 1883年2月17日, p. 209.

38) *Second Report*, Q. 8244 (Marriott).

しかも、出資者達は彼等の懐から1銭の支出もせずにこれを入手してきた。

4年半後の現行契約満了時において、契約を更新するかしないかの権利は、全面的にバセット家の側にある。バセット氏は、自由に更新の可否を判断できる。

上記の事情を鑑みた上で、バセット氏は寛大な精神に基づき次のような提案をすることにした。

イ. 既に示した垂直堅坑を新たに掘削する条件を出資者側が受け容れるならば、現行契約を本年1月8日に遡って解除し、新たにロ、ハに掲げる内容の鉱区賃貸借契約を21年間締結したい。

ロ. 鉱区料率を15分の1とする。但し、同鉱山が当期利益を生んでいない時には、20分の1以上の鉱区料をその期については請求しない。

ハ. 累積額が4万ポンドに達するまで、同鉱山はバセット家に当期利益額の4分の1を支払い続けるものとする。

この提案に驚いた出資者側は、この地方の有力者ボライソ (T.S. Bolitho) を含む交渉団を任命し、バセット家の実質的交渉当事者であったマリオット (E.C. Marriott) と交渉を重ねた。

両者の間には、鉱山収益の帰属に関して基本的な見方の相違があった。バセット側のこの点についての主張は、先に引用したボールデンの手紙の前半部分に尽きていた。すなわち、同鉱山はバセット家の所有物であり、バセット家の資本によって開発されたものである。この恩恵に出資者達は浴し、莫大な金額を手に入れてきた。これに反し所有者であるバセット家は6万6千ポンドを現契約期間に鉱区料として受け取ったが、これは出資者達の4分の1にすぎない額である。したがって、バセット家は同鉱山の収益の分配にこれまで以上に参画する権利をもつと³⁹⁾考えていた。これまでの経過からすれば、9万ポンド以上請求しても不思議ではないが、4万ポンドという低い額を上限とし、しかも利益分配への参画の原則を貫くために、更新料のような一時金ではなく不確かではあるが将来の利益から受け取る方式を採用したと⁴⁰⁾主張した。

他方、出資者達は、ドルコース鉱山の今日は彼等自身の努力、先見性、および危険負担によって築かれたと考えていた。1840年代後半から50年代にかけての同鉱山の銅山から錫鉱山への転換に際し、バセット家は鉱区料を免除しこれを援助した。また、当時は出資者の一員として同鉱山の再興に力を尽くした。しかし、それにもまして同鉱山の転進を可能にした要因は、トマスの父チャールズを始めとする出資者達の鉱山の深部に錫の埋蔵を見通した先見性であり、またこれを探鉱するにあたって生ずる経済的危険を負担しようとした企業家としての精神⁴¹⁾である。錫鉱山としての後の成功が、結果的に彼等の当時の損失を償ってあまりあるものにしたにすぎず、もし失敗していたら損

39) "Report from Cornwall", M. J. 1883年2月24日, p. 239.

40) *ibid.*, pp. 239-40, "Report from Cornwall", M. J. 1883年2月17日, p. 209.

41) *Second Report*, QQ. 4525-9, 4602-7 (Thomas), "Report from Cornwall", M. J. 1883年2月10日, p. 178, 2月17日, p. 209.

失はすべて彼等自身にふりかかったに相違ない。⁴²⁾その事情は問題の時期に至っても基本的には変化していない。出資者達の危険負担においてのみ毎期の利益が生み出されている。企業者として危険負担をする者のみが利益分配にあずかれると考⁴³⁾えていた。現にバセット家はそのケンボーンに所有する土地の諸鉱山から1882年だけでも2万ポンドの鉱区料をいながらにして受け取っていたが、その中には損失を出している鉱山も含まれていた。⁴⁴⁾そのような鉱山にドルコースの出資者の多くも出資していた。したがって、バセット家所有の鉱山への出資者総体としてみると、出資者のみが利益を一人占めしているわけではないと思⁴⁵⁾っていた。ドルコースの配当金が他の損失を出しているバセット家鉱山の追徴にあてられ、それをもとにその鉱山はバセット家に鉱区料を支払っていると言うのである。

出資者達は、このような基本的考え方に立脚して、更新に際し更新料を要求することはこの地方の慣例に反することであると激しく地主側を批判した。自動更新が慣例であると思⁴⁶⁾っていた。他方バセット家側では、4万ポンドはあくまで将来の利益分配への参画を意図するもので、更新料ではないと主張した。⁴⁷⁾また、更新に際して何がしかの条件や金額の支払を要求した前例は決して無いわけ⁴⁸⁾ではないと考⁴⁸⁾えていた。

自動更新が慣習化したものかどうかの争点と共にもっと具体的問題が存在していた。それは、更新の交渉が現行契約の期間をまだ4年半残している時期に行なわれたことに起因するものであった。すなわち、もしバセット側の提案通りにすると出資者側は既得の権利4年半分を失うことになる。換言すれば、新契約の契約期間は21年ではなく、実質16年半ということになってしまう。当然のごとく出資者側は現行契約の切れる1887年からの契約更新を要求した。⁴⁹⁾この点は出資者の交渉力を強いものにしていて、もし契約更新交渉が物別れに終わったとしても、出資者側は新契約を失うことは損失ではあったが尚4年半の現行契約での操業が可能であった。この間に全精力を採鉱に投入し、良質の鉱石のみを乱掘し尽くし、荒廃した鉱山を地主に返すことも⁵⁰⁾できた。したがって、出資者側交渉団から、4万ポンドの代わりに1887年から鉱区料を12分の1にしたいとの提案がなされ

42) *Second Report*, Q. 4484 (Thomas).

43) *ibid.*, Q. 4551-3 (Thomas).

44) M. J. 1883年2月24日, p. 239.

45) *Second Report*, Q. 4537 (Thomas).

46) *eg. ibid.*, QQ. 4429-30 (Thomas).

47) *ibid.*, Q. 8244 (Marriott).

48) *ibid.*, Q. 8244, Marriott は更新拒否の実例として1840年の Gwennap Consolidated Mining Company を挙げた。

49) *ibid.*, Q. 8244.

50) *Second Report*, Q. 4587 (Thomas). 実際、かつて鉱山業者 J. Taylor が競争相手であった Williams 家に19世紀前半のこの地方最良の銅山であった Consolidated Mines を乱掘し、荒廃した形で契約を引き渡した事例をひいて、Basset 家に圧力をかけるべきだとの投書も M. J. によせられた。M. J. 1883年2月10日, p. 178.

た時、バセット側は12分の1提案を評価しながらもその即時実施を逆提案したがその理由もここに⁵¹⁾あった。バセット側にとっては、現行契約より厳しい契約への切り替えは即時実施以外ありえなかったのである。さらに、バセット家の土地は相続時の条件によって、将来についての契約を前もって⁵²⁾することができない事情もあった。

上記の12分の1提案や、一時金を分割して一定期間に払い込み、もしその額が一定期間の利益の4分の1を超す場合にはその分を返還する案など幾度かの遣り取りの後、結局次のようなところに落ち着いた。出資者側は4万ポンドにかえて2万5千ポンドを一時金として地主に支払う。鉱区料は据え置き15分の1とし、1883年から21年の契約を結ぶ。実質21年の期間を確保するためにバセットは、もし彼がその時存命であったなら1年毎に計5回同条件での契約更新をすることを誓約する。もし彼がその約束を果たさなかった場合には、その割合に応じて2万5千ポンドを返還する。⁵³⁾以上を主な内容とするものであった。⁵⁴⁾減額させることができたとはいえ更新料の支払いを認めた点において出資者側の敗北であった。

交渉自体は、交渉中止か妥結かの極限まで至ったこともあったが、2月から3月までの両者の精力的折衝で解決をみた。むしろ議論は交渉の外で沸騰した。それは殆ど地主批判のキャンペーンともとれるものであった。ドルコースの経営者のなれあい構造を批判した投書など僅かの例外はあったものの、マイニング・ジャーナル誌の誌面もこの間毎週のように多くは地主非難の記事、投書によって占められた。⁵⁵⁾「(更新料を要求することは)金の卵を産む鷲鳥を殺すようなものである」とか、⁵⁶⁾「利益の分配に参加したいのであれば地主自ら出資者にもなるべきである」とかの議論が主流を形成した。さらには交渉妥結後にも、鉱石所有権を国王のもとに回復すべきであるとの投書も寄せられた。⁵⁸⁾地主と借地農業者の関係を律する法律と同様のものを制定すべきであるとの意見もこのような議論の延長線上で登場してきたのであった。⁵⁹⁾その後の経過については前述した通りである。

見方によっては、地主と出資者との取り分争いであり、出資者側に有利に解決したとしても彼等

51) *Second Report*, Q. 8244 (Marriott).

52) *ibid.*, Q. 8246 (Marriott). Dolcoath 鉱山は4月5日の出資者総会で、2万5千ポンドの支払いを承認した。M. J. 1883年4月7日, p. 404.

53) *ibid.*, Q. 8244, "Report from Cornwall", M. J. 1883年3月3日 p. 268.

54) *ibid.*, Q. 8244 (Marriott).

55) "a miner" からよせられた投書には次のような主旨のことが書かれていた。「Dolcoath の出資者達は、これまで高い配当を受け取ってきた。その配当の支払いにあたって屢々銀行から借り入れたりする。また操業のための資材を商人から9~12箇月もの信用を受けて購入している。そして彼らに高額の利子を支払っている。ところがその商人や銀行家と主要な鉱山出資者とは同一の人間であったり、彼らの仲間であったりする。このような出資者達に更新料を請求する権利を Basset 氏が持っていることは当然である。」これと他の1通を除き、2月10日から4月29日までに同誌に掲載された Dolcoath 関連の投書17通はすべて、地主批判のものであった。M. J. 1883年3月10日 p. 299.

56) "Report from Cornwall", M. J. 1883年2月10日, p. 179.

57) M. J. 1883年3月10日, p. 299.

58) M. J. 1883年3月31日, p. 392, 4月21日 p. 482.

59) M. J. 1883年3月24日, p. 363, 8月18日 pp. 966-7.

の収入を増やすだけで、地域住民や鉱山労働者には何の恩恵もたらさなかったかもしれないこの問題が、それでは何故これまでに大きな問題となったのであろうか。⁶⁰⁾その直接的理由は、問題が他ならぬドルコースとバセット家との間に生じたものであったからであろう。ドルコース鉱山は、当時のコーンウォールで最も繁栄していた。他の鉱山が欠損を出していた時にもこの鉱山だけは配当を支払い続けていた。⁶¹⁾したがって同鉱山はこの地方の鉱山業の象徴のようなものであった。同じ大鉱山ということであれば、1850年代後半に当時ヨーロッパ最大の銅鉱山であったデヴォン・グレート・コンソルズが地主ベドフォード公爵 (Duke of Bedford) から新鉱区賃借にあたって一時金を要求されたことがあった。⁶²⁾しかし当時はこれ程までの大問題にはならなかった。何故なら当該鉱山と公爵との関係は常日頃順調とは言えないものであったからである。⁶³⁾これに反してドルコースとバセット家との関係は前述のように良好なものであった。⁶⁴⁾したがって当事者のみならず周囲にまで与えた驚きはそれだけ大きなものがあったに違いない。しかしそれ以上に、バセット家がイースト・プール (East Pool Mine)、カーン・ブレイ (Carn Brea Mines)、バセット3鉱山 (Wheal Basset, West Wheal Basset, and South Wheal Francis) などこの地方の有力鉱山の地主であったこと、すなわち鉱山地主の代表格的存在であったことに起因するところが大きかったと考える。問題がいればこの地方を代表する鉱山と地主との間に起きたと言うことができよう。この問題の帰趨が必ずや他の鉱山にも影響すると鉱山出資者や関係者は直観的に感じとっていたのであった。

以上のような直接的理由の背後にはもっと広範な時代的背景があった。それは地主、出資者双方の側について言えるものであった。この当時までに既に地主兼出資者の時代は終わりを告げていた。かつてバセット家がそうであったような、地主自らが鉱山に出資し経営にも参画するような例は少なくとも大鉱山に関する限りでは皆無になっていた。⁶⁵⁾地主は時折鉱山に対して鉱区料を猶予したり、一時的融通をつけることはあったが、専ら鉱区料の受け手としてだけになっていた。この

60) 事実、委員会の席上このような質問が Thomas に対してなされた。Second Report, QQ. 4483-91 (Thomas). しかし、交渉の難航を心配した鉱夫600人によるデモンストレーションが行なわれ、Thomas に説得される一幕もあった。Harris, op. cit., p. 63.

61) J. Thomas がキャプテン長となった1867年以来、1887年までの20年間を見ただけでも43万6千ポンドの配当を支払い続けていた。M. J. 1888年2月4日, pp. 119-120.

62) 1857年同鉱山は2万ポンドの一時金の支払いを新鉱区について要求された。ただし、これは、鉱山から Tamar 川の鉱石積み出し港 Mowellham までの鉄道建設用地を含むものではあった。Second Report, QQ. 9412, 9505 (J. Paull), J. C. Goodridge, "Devon Great Consols, a study of Victorian mining enterprise", Transactions of Devonshire Association, Vol. 96 (1964) p. 236.

63) 1844年以来、同鉱山が未曾有の好成績をあげたにも拘わらず、公爵は、狩猟場のキジへの悪影響を心配し鉱山の発展に積極的ではなかったと言われている。D. B. Barton, A History of Copper Mining in Cornwall and Devon, Truro (1961) p. 70.

64) 「Basset 家は長い間、鉱山業の友人であった。……しかし今年の不幸な出来事は、100年にわたって築かれたそれを無にして余りあるものである」と M. J. 誌のコラムは記した。M. J. 1883年3月24日, p. 352.

65) Basset 家は Dolcoath の持分147株を W. Pike に1株21ポンドで1870年代に売却した。Harris, op. cit., p. 60.

事実は、出資者から見れば鉱山の収益に関係なく鉱区料を受け取り、時々経営の外から経営に干渉する存在として地主をみなす傾向を助長していた。鉱山出資者の側でも、深掘に伴って当時の鉱山収益の益々多くがかつてのような販売収入ではなく、鉱山諸経費、鉱区料によって構成される支出に、すなわち支出の少なさに依存するようになっていくことに気づき始めていた。⁶⁶⁾したがって、支出の一定部分を常に占める鉱区料に対する関心は否が応でも高まっていた。ドルコースの出資者達が契約満了以前に更新交渉に乗り出した理由は、鉱区料の引き下げを新契約で実現しようとしたところにあったことは、既に触れた通りである。

このような時代的背景と直接的理由をもって展開したドルコース問題が、結局において更新料の支払い、すなわち出資者側の敗北に終わったことは、コーンウォールの鉱山社会にどのような影響を与えたのであろうか。⁶⁷⁾勅命委員会では、地主側証人を除いてこの地方について証言した人々の多くは、この問題の上述のような帰結はコーンウォール鉱山業への外部投資家の信頼を無くし、資本のこの地方からの逃避をもたらしたと語った。このことが結果として資本を最も必要とする鉱山業を資本不足に追いやり、鉱山の閉鎖、失業の増大を導いたと言うのである。⁶⁸⁾これが事実であったのかどうかを検証することは、現在では困難な問題である。何故なら、資本不足とはどのような基準で見ると定義は異なるし、また外国鉱山はじめ他の鉱山への投資は国内の事情だけではなく投資先の相対的魅力にも影響されるからである。⁶⁹⁾しかし、少なくともこの問題は、この地方の鉱山社会に次のようなことをあらためて認識させたのは事実であったろう。すなわち、それまで不鮮明であった地主と鉱山出資者との利害関係が明確となり、両者の対立が場合によっては鉱山の閉鎖を現実化する可能性をもつものであるとの認識である。換言すれば、この地方の鉱山経営の基盤が意外に脆弱なものであることを鉱山出資者、経営者達は思い知らされたのであった。経営の最も基礎となる管の操業期間が契約更新拒否という形で地主の恣意に委ねられ、またそのような場合の法的救済が用意されていなかったのである。1880年代中頃から1890年代初頭の鉱山経営は、このような地主との緊張関係を孕みながら展開したのであった。その後の鉱山経営のうち、鉱山地主との関係にかかわる側面において生じた問題の幾つかを以下で取り上げ、変化の傾向等を検討してみたい。

6. ドルコース問題以降の鉱区料問題

ドルコース問題はその具体的決着後、鉱区賃貸借関係を律する法の制定を求める動きとして継続

66) 拙稿「英国西南部非鉄金属鉱山の財務状態 1851-1891—試験的観察—」、『三田商学研究』第26巻3号(1983年8月)62頁。

67) 交渉の実質的妥結直後の M. J. 誌は、「Dolcoath が屈服した以上、他のどのような鉱山がこれを克服することができようか」と悲観的であった。M. J. 1883年3月24日, p. 352.

68) eg. *Second Report*, QQ. 4492, 4561, 4612 (Thomas), *Third Report*, Q. 16804 (Heard).

69) Burt and Kudo, op. cit., pp. 39-40, *Third Report*, QQ. 16808-10 (Heard).

したことは、本稿の冒頭で述べたとおりである。この地主の力を制限しようとするキャンペーンの展開の効果かどうかは判断できないが、鉱区料問題にも一定の変化が生じた。ここでは、それらを鉱区料そのものに関する問題とそれ以外とに分けて考えてみることにしたい。

a 鉱区料の変化

鉱山業者が地主に支払う鉱区料そのものは、この時期軽減化の方向にあった。さきに我々は当時の鉱区料が極端に高いものはなくなっていたが、依然として30分の1以下の料率を定めたものは調査鉱山の1割にも満たなかったことを見てきた。しかし、その数字は契約の条項に示されていた公式の数字であった。実際には、地主の好意という形で屢々地主はこれを軽減することがあった。その鉱山が欠損を出している時などは尚更であった。この典型例をカーン・ブレイ鉱山に見ることができる。同鉱山は、1880年代最後の配当を支払って後、1888年までに7万8千ポンド、1886年同鉱山のパーサー兼キャプテン長、ティーク (W. Teague) 死亡後からでも3万8千ポンドもの巨額の追徴がなされていた。それら、とくに1886年からのそれらは主に鉱山の改良投資にあてられていた。⁷⁰⁾ 地主バセット家の当主 G. L. バセットはこの実情をみて、すでに1884年以来鉱区料を免除してきて⁷¹⁾ いた。1888年彼が死去した直後に、同鉱山の出資者達はバセット家の代理人マリオットと交渉しこの件に関して有利な暫定条件を引き出すことに成功した。その条件とは、鉱山が欠損を出している時は鉱区料免除、配当金が1株当たり8シリング以下の時は販売量の60分の1、それ以上の時は30分の1というもので、この措置を出資者達が追徴でつぎこんだ6万ポンドが配当で回収される迄続けるという内容であった。回収後は、規定どおりの15分の1が適用されることになっていた。⁷²⁾

フェル・バセット鉱山でも、無配当の時は鉱区料免除を基本とし配当有る時もその額によって鉱区料率を60分の1、30分の1などと定めた暫定条件が適用された。⁷³⁾ 高収益を続けたイースト・プールについても例外ではなかった。1888年の G. L. バセットの死は、同鉱山に対して彼個人の裁量で与えていた恩恵すなわち公式の15分の1料率にかえて18分の1の適用の停止 (15分の1の復活) を一時的にもたらしたが、その後の交渉によってこれを販売額の18分の1か利益額の4分の1かのいずれか小さい方、但し、販売額の60分の1を最低とするという条件にまで引き下げることができた。⁷⁴⁾ ドルコースでも1891年に至って、15分の1を18分の1に削減することができた。⁷⁵⁾ グレンヴィル鉱山 (Wheal Grenville) の地主は、彼自身がその土地の一代受給者であることから後継者の手を縛る契

70) M. J. 1888年10月13日, pp. 1156-7.

71) *First Report*, Appendix B-IV, p. 277.

72) M. J. 1888年10月13日, pp. 1156-7.

73) M. J. 1888年7月14日, p. 791.

74) M. J. 1888年10月6日, p. 1128, 1890年8月9日, p. 912.

75) M. J. 1891年7月18日, p. 809.

約変更はできないとしながらも、彼が収納した鉍区料の一部を彼自身の判断で払い戻すことにし⁷⁶⁾た。ティンクロフト (Tincroft Mine) では、鉍石の販売価格が55ポンド以上の時は26分の1、それ⁷⁷⁾以下では40分の1という算定方式が既に採用されていた。

このような変化は、既存契約の枠内での恩恵的鉍区料軽減に留らなかった。契約更新の交渉においても受け継がれていった。カーン・ブレイでは、1892年からの新契約に追徴時鉍区料免除、販売⁷⁸⁾量の18分の1か利益の4分の1いずれか小さい方などの条項が盛り込まれた。フェル・バセットでも追徴時鉍区料免除、追徴額回収まで配当額に応じて30分の1、あるいは60分の1を続け回収後公⁷⁹⁾式の18分の1を適用などの条項が定められた新契約が1891年から発効することになった。

以上の事例を総合してみると、主要鉍山に関する限り、鉍区料負担の相対的軽減化が類推される。とくにそれまでの販売額以外に、配当の多寡、追徴の有無、鉍石価格の高低などの基準が料率の適用にあたって考慮される傾向にあったことは、さきに挙げた勅命委員会で多くの証人が主張した「利益額に応じた鉍区料支払い」⁸⁰⁾の方向を不完全ながらも示すものであったと言えよう。

それでは、実際に当時の鉍区料負担は鉍山の総支出額においてどのような位置を占めるようになっていたのかを、ドルコースとイースト・プールを例にとって考察してみることにしたい。これら鉍山は、カーン・ブレイ、ティンクロフトなどと異なりこの期間中大規模な開発投資がなされなかった、その意味では通常の鉍山操業（勿論、不断の新規開発を含む）を行ない、しかも配当を支払い続けた鉍山であった。図1は、両鉍山の鉍石販売収入と総支出額（労務費、原材料費、その他出費に鉍区料を加えた額）の推移を示すものである。このグラフから一見して判ることは、1888年の半ば以降、両鉍山の総支出額が僅かながら上昇する傾向を見せながらも、殆ど安定した水準で推移していることである。ついでながら述べると1887年後半から1888年前半の収入、支出両者の乱高下はフランスのシンジケートによる国際錫市場での買い占めの試みとその破局からもたらされたものであ⁸¹⁾る。図2は、総支出額の中で鉍区料、労務費、原材料費がそれぞれどのような割合を占めていたかその傾向を示そうと試みた結果である。この図から、両鉍山とも安定的に推移する総支出額の中にあって鉍区料の占める割合が傾向的に低下していることを読み取ることができる。それは1つには、鉍区料が鉍石販売額に依存して計算されるものである限り、販売額の1888年以降の停滞がその絶対額を減少させたことによって説明されよう。逆に言えば1888年のとくにドルコースにおいて観測される鉍区料の相対的高割合は当時の高販売額の反映でもあった。これに加えてイースト・プー

76) M. J. 1891年1月3日, p. 10.

77) M. J. 1889年11月30日, p. 1364, *Second Report*, Q. 3619 (Pike).

78) M. J. 1891年7月18日, p. 809.

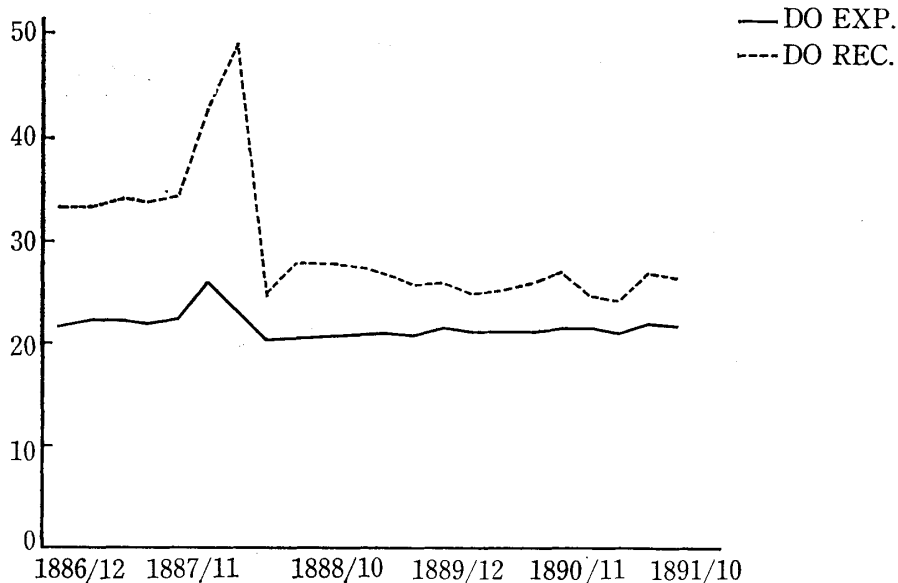
79) M. J. 1892年1月23日, p. 85.

80) eg. *Second Report*, Q. 3623 (Pike), ただしこの方式が、利益額の認定をめぐって再び地主と出資者との間の争いを引き起こすとして疑問視する者もいた。ibid., QQ. 4141-3 (Pike).

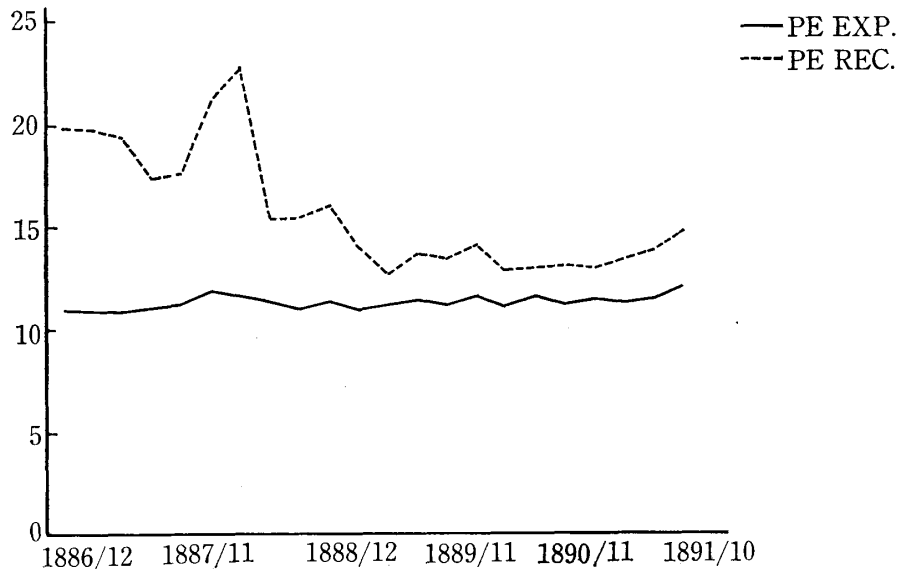
81) "Cornish Mining Industry in 1888", M. J. 1889年1月12日, p. 40.

図1 鉱石販売収入と総支出額の推移 1886年～1891年（単位：千ポンド）

a. ドルコース鉱山（1886年12月～1891年10月，22決算期）



b. イースト・プール鉱山（1886年12月～1891年10月，22決算期）



注) DOはドルコース，PEはイースト・プール，EXP，REC はそれぞれ総支出額，鉱石販売収入額を示す。

出典) M. J. 関係各号の出資者総会報告より作成。

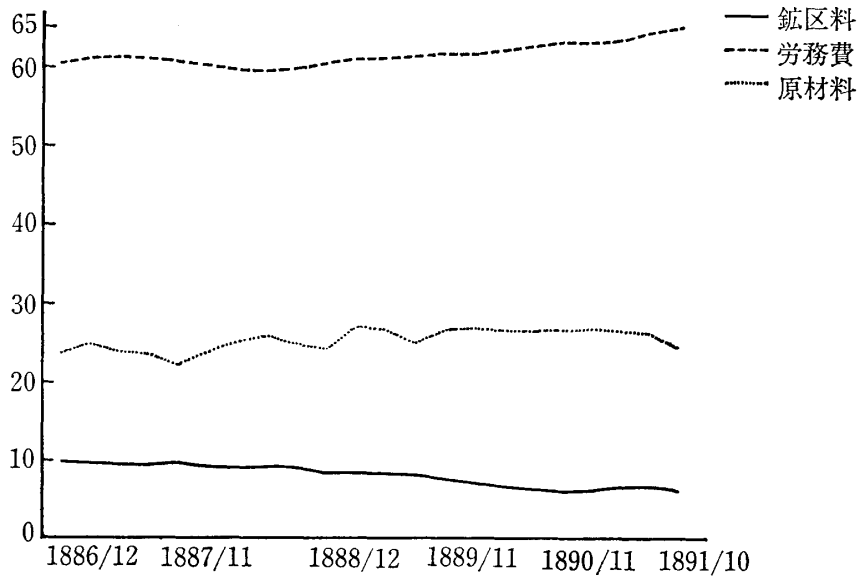
ルで1891年の販売額上昇時に総支出額も同時に増加したが、鉱区料の相対的割合が労務費のような勾配で上昇しなかったのは、前年成立した上述の鉱区料支払い条件緩和の影響として説明できる。

このように見てくると、主要鉱山ではその総支出のかなりの部分、例えばドルコース、イースト・プールで7%、カーン・ブレイで5%、ティンクロフトで3%程度を鉱区料として地主に依然として支払ってはいたが、相対的経済負担はかなりの程度軽減されてきていたと言えよう。⁸²⁾ さらに、

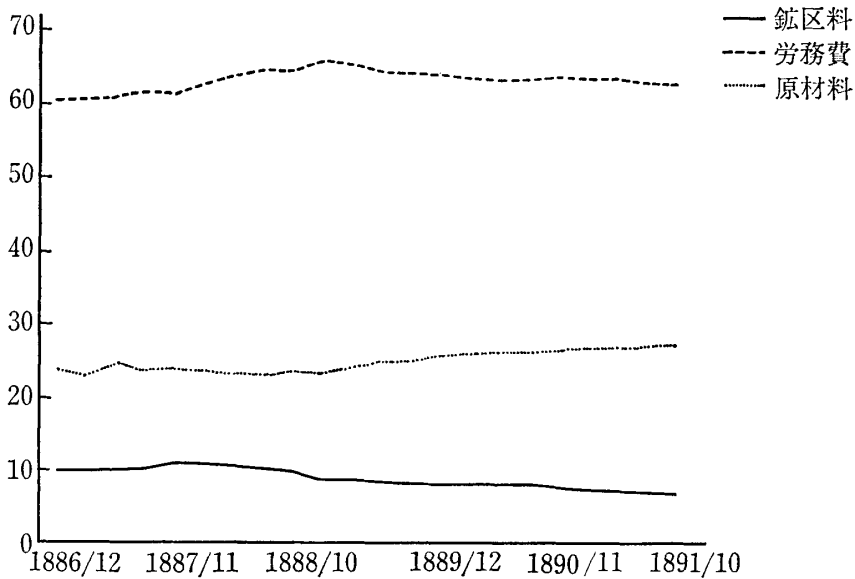
82) M. J. 誌掲載の各鉱山出資者総会報告より筆者が計算した。

図2 総支出額に対する鉱区料、労務費、原材料費の割合 1886年～1891年(単位：%)

a. トルコース鉱山(1886年12月～1891年10月, 22決算期)



b. イースト・プール鉱山(1886年12月～1891年10月, 22決算期)



注) 1886年前半期より1892年前半期までの各3箇月決算数値より5項移動平均で計算。
出典) M. J. 関係各号の出資者総会報告より作成。

無配当時鉱区料免除の考え方の実質的浸透は少なくとも鉱区料が、鉱山経営の制約となる度合を低⁸³⁾めていたと言えないであろうか。

b 鉱区料以外の諸問題

鉱区料以外の諸条件についても鉱区料そのものと同様に、鉱山出資者にとっては望ましい事態が生じつつあった。カーン・ブレイとフェル・バセットで期間42年契約の可能性が更新後の契約で開

83) 委員会でも、この認識に基づいた質問もなされた。Third Report, Q. 16820 (Heard)

けたことなどは、その代表例であらう。⁸⁴⁾

しかし、地主との利害が激しく衝突した事例もこの分野では幾つか見ることができる。その1つとして、1887年から1890年にかけてこの地方の鉱山社会で論議を呼んだ「ポートルース条項 (The Portreath clause)」問題があった。ポートルースは、コーンウォール北岸に面するバセット家によって開かれた小港である。19世紀の中頃この地方の銅山業が繁栄をしていた時期には、製錬所のあるウェールズへの銅鉱石積み出しと、そこからの燃料用石炭の荷揚港として賑った所である。従来この港は、ウィリアムズ・ポートルース会社 (Williams Portreath Company) の独占的営業の下におかれており、バセット家はその会社からの賃貸料を受け取っていた。しかし、銅山業の不振はこの港での独占的営業を採算のとれないものにし、1886年ついに同社は同港の賃貸契約の更新を請求しないことになった。この結果、同港を維持、運営する責任はすべてバセット家自身にかかってきた。だが、一般開港場として維持して行くには、バセット家は大きな負担を強いられることになった。そこでバセット家は、同家の所有地にある鉱山との鉱区賃貸借契約の更新にあたって、当該鉱山で使用する石炭をすべて同港で荷揚げするよりの条項を契約に盛り込むことを要求するようになった。同港の貨物取り扱い量を安定させることを狙ったものであった。⁸⁵⁾ ウェスト・セトン鉱山 (West Wheal Seton) の更新交渉からまずこの要求がなされた。長い交渉の末、1888年に同鉱山は「他の港での荷揚料と同等か安い限りにおいて」、また「天候条件の許す限りにおいて」との条件つきながらポートルースを石炭荷揚港として使用することに同意した。⁸⁶⁾ 1891年、1892年そして1894年に契約更新を迎えることになっていたフェル・バセット、カーン・プレイ、イースト・プールの諸鉱山の交渉においてもこの条項が取り上げられた。フェル・バセットでは、もしこの条項が入ることによって鉱区料が安くなるのなら考慮しても良いとの反応を得られたが、他の2鉱山では猛烈な反対がまき起った。⁸⁷⁾ イースト・プールでは、当初この案を交渉の1つの検討課題にしようとした取締役会の提案が総会で否決されるなどの事態も生じた。⁸⁸⁾ ドルコース問題の時のように「地主の横暴」、「金の卵を産む云々」の議論がそれぞれの鉱山の出資者総会で再び登場したのであった。「どの港を使うかは、鉱山業者の経済合理性に基づく判断に全面的によるべきである」との正論が人気を集めた。⁸⁹⁾ この問題は1890年になって、バセット家の代理人マリオットが「本意は、ポートルースが一般開港場であることが鉱山業者にとって望ましいことであるのか、もしそうであるならば、鉱山業者はどのような形でそれを支えてくれるのかを同港の所有者として確認してみるところにあっ

84) M. J. 1891年7月18日, p. 809, 1892年1月23日, p. 85.

85) D. B. Barton, "Portreath and its Tramroad", D. B. Barton, *Essays in Cornish Mining Industry* 2, Truro (1970) p. 156.

86) *ibid.*, pp. 156-7, *First Report*, Appendix B-IV, p. 267.

87) M. J. 1887年9月10日, p. 1096.

88) M. J. 1889年9月7日, p. 1016.

89) M. J. 1890年6月7日, pp. 650-1.

た」とし「時間をかけてこの問題を話し合う方が両者の利益となる」として同条項を新契約に載せることを諦めたこと⁹⁰⁾によって、一段落した。激しい議論の末、結局は鉱山出資者の主張が認められたことになったのである。

だが、出資者の利害が認められないことも依然としてあった。ドルコース鉱山の出資者が保有していた隣接するストレイ・パーク鉱山 (Stray Park Mine) の鉱業権を売却する問題がそれである。ドルコースの出資者たちは、ケンボーン・コンソルズ (Camborne Consolidated Mining Company) から2万5千ポンドで同鉱区を買収したいとの商談を1888年に受けた。それまで単にドルコースの排水のために同鉱区のポンプを稼働していたドルコースの出資者達にとって、それは好条件の話であった。しかし、地主パセット家は、ケンボーン・コンソルズの出した操業条件、すなわち有限責任株式会社として組織し、同鉱山が他に所有する鉱山の鉱石とまとめて他所で選鉱処理をしたいとの希望は認められないとしてこれを拒否した。パセット家はドルコースに適用したのと同じ条件、すなわち総株数5千以下のコスト・ブック会社での操業を希望し、さらに他の地主の鉱山との共同操業は認められないとの立場を貫いた。交渉はここで完全に決裂してしま⁹¹⁾った。同様の商談が1891年にも今度はロンドンからあ⁹²⁾ったが、これもその後進展を見せなかった。これとは別に1888年にそれまで高値を続けるドルコースの持分を再分割し、売しやすくしようとの提案が出資者間で検討されたこともあ⁹³⁾ったが、5千株条項が障害となって実現しなかった。このように、ドルコース問題の再現はなかったものの鉱区料以外の側面では、出資者の主張が貫徹しないか、もしくはにくい状況も存在し続けていたのである。

7. まとめ

以上において、我々は英国特有の法制度の下で発生した鉱山業経営と鉱山地主との間の諸問題を鉱区料問題と総称して眺めてきた。そこから考えられる鉱山経営にとっての鉱山地主の位置を簡単に纏めることによって本稿の結びとしたい。

鉱山経営にとって地主は制約となるものであったろうか、というのが本稿の始めに問うた疑問の1つであった。一般的にみてその答は是である。ドルコース問題は、鉱山地主のもつ最も基礎的部分での力を十分に認識させるものであった。経営の基礎となる鉱山の長期開発計画の立案を困難にするものであったからである。地主のコスト・ブック制度への固執、持分数の制限などは、経営にとって基本となる資本調達の方法を制限するものであった。鉱区料は大陸の水準、例えばプロイセ

90) M. J. 1890年1月11日, pp. 35-6, 6月7日, pp. 650-1.

91) M. J. 1888年4月28日, pp. 470-1, 7月21日, pp. 817-8.

92) M. J. 1891年4月25日, pp. 472-3, 1892年1月2日, p. 10.

93) M. J. 1888年4月28日, pp. 470-1.

ンのそれより確かに高いものであった。そして一旦地主との争いが生じた時これを調停すべき適当な機関を欠いていたのも事実であった。自由な鉱山経営の展開（もしそのようなものが存在したと仮定して）にとって、地主は鉱区料という経済的負担を経営の外から課し、資本調達、操業の条件などを干渉してくる制約者として現われたに違いない。

しかし、それが M. J. 誌や、議会の委員会証言で多く語られた程、厳しい制約条件をなすものであったかどうかについては些かの疑問が残るところである。確かに、1890年のイースト・プールの大出資者リヴァプールのデニス (J. H. Dennis) が地主とのポートリース問題の交渉に嫌気がさし持分を売却したと同様の例を幾つか見出されるかもしれない。しかし、議会の委員会で資本の逃避を主張した人々の殆どが具体的な例を提示することができず、できたとしても客観的に見れば弱小のむしろ投機の匂いのする鉱山を例として持ち出したことから推測されるように、当時の鉱山業を支えていた主要鉱山からの資本逃避は現実には少なかったのではないかと考えられる。またそのような鉱山は資本をコスト・ブック制度の下でもその制度固有の柔軟性を駆使して何とか調達していた時代であり、有限責任制株式会社への組織替えの要求が内部からは高まっていた⁹⁴⁾。鉱区料は直前で見たと同様に傾向的に低落していた。このように見た時、鉱区料問題が、反地主キャンペーンの唱導者達が言うようにコーンウォール鉱山業を直接に衰退に導くものであったかどうかは断言しにくい。

鉱区料の軽減は、直接に鉱山投資を活発化するものではない。鉱区料の減額は鉱山の内部留保かあるいは配当の増額をもたらすであろう。反地主キャンペーンでは一般に後者の方が強調された。配当の増額は鉱山投資への魅力を回復し結果として鉱山業の振興を導くとの論理であった。しかし、これには当然幾つかの媒介環が必要であることは言うまでもない。配当所得を得た者が必ずそれを再投資するとは限らないし、高配当がこの地方への外部からの投資を誘発するかどうかは他の分野との相対的の魅力の差に大きく依存するからである。この点から言えばコーンウォールの鉱山は既に魅力的投資分野でなくなっていたことは客観的事実であった⁹⁵⁾。とすると直接的に利害が対立したこの地方の出資者と地主との関係がこの鉱区料問題のかなりの部分を占めていたのではないかと

94) M. J. 1890年5月17日, p. 565.

95) Basset 家が有限責任制株式会社での操業を許可しなかったため、十分な資本を集め得なかった例として C. Fludyer の証言に登場した Violet Seton 鉱山 (*Second Report, QQ. 4227-30, etc.*) は、周辺の鉱脈からみても採算のとれる可能性が少ないものであったとされていた。*Second Report, Q. 8241 (Marriott)*. Morrison による研究からみて、筆者もこの見解を支持したい。T. A. Morrison, *Cornwall's Central Mines, the Northern District 1810-1895*, Penzance (1980) pp. 349-57.

96) Burt and Kudo, op. cit., pp. 38-9.

97) eg., *Second Report, Q. 4784 (Watson)*.

98) 例えば、1881年にロンドンで登記された金属鉱山会社は、国内で操業するもの84、資本金436万ポンドであったのに対し、国外での操業を目的とするもの88、資本金総額1112万ポンドとなっており既に大勢は決していた。E. Ashmead, "Mining Companies Registered in 1881", M. J. 1882年1月7日, p. 2.

の推測ができる。この地方の出資者こそ多くを鉱山に投資していたからである。全体として縮小して行くこの地方の鉱山業の中であって、少しでも大きな分け前を求める争いがこの全国的問題にまで拡張された論議には潜んでいたのではなかろうか。

とくに、この地方の有力者で鉱山に原材料を販売していた所謂「内部出資者 (In-adventurer)」と地主との鉱山利権をめぐる争いが根底の1つをなしていたことは明らかであった。「ポートルース条項」が問題とされた時これに最も反対したのはハーヴェイ (F. Harvey) であったが、彼はヘイル (Hayle) 港を基地に鉱山機械製作、材料供給、製錬業などを盛大に営んでいた。ヘイルには彼の会社の所有になる施設が多くあった。カーン・ブレイ、ティンクロフトなどの大鉱山に影響をつよめていた彼にとって、ポートルースの人為的復活は絶対に阻止せねばならないことであった。⁹⁹⁾ 持分を再分割しようとした一出資者の提案も、外部資本の導入よりもまず自分達の持分を売買しやすくするためであったと考えられなくもない。しかし、彼らには説得力のある大義名分があった。鉱山経営の自由な展開というそれであった。

したがって、鉱区料問題は鉱山経営にとって一般的に制約条件をなしたことは確かであろうが、同時にその鉱山経営ということ自体の具体的検討をさらに我々に迫るものでもある。コーンウォール鉱山業における鉱区料問題は鉱山経営対地主という一般的利害対立の所産として説明できると同時に、すぐれてこの地方の鉱山出資者対地主との具体的利害対立を内包するものであった。多くを制約されたのは鉱山経営一般というよりむしろ鉱山出資者そのものであったからである。さきの勅命委員会がその最終報告の中でコーンウォール鉱山業について1項を割いて論じながらも、割合に¹⁰⁰⁾ 穏当な結論しか提示しなかったことは、このことを示唆するものではなかろうか。

99) Barton, "Portreath", p. 157, *Third Report*, QQ. 16646-8 (Vivian).

100) デヴォンとコーンウォールについての結論は、「もし St. Aubyn 案のような法案が再度上程されたら、議会はこれを好意的に取り扱うべきである」というものであった。*Final Report*, 126 p. 29.